

## 第五号

### 徳島県交通安全対策会議条例の一部改正について

徳島県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

徳島県交通安全対策会議条例（昭和四十五年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十五年法律第百十号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条第一項を次のように改める。

法第十七条第三項第四号の規定により指名される委員、同項第六号の規定により任命される委員及び同項第七号の規定により任命される委員の定数は、十人以内とする。

第三条第二項中「市町村長及び消防機関の長のうちから」を「法第十七条第三項第六号の規定により任命される委員及び同項第七号の規定により」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により交通安全対策基本法の一部が改正されたことに伴い、徳島県交通安全対策会議に新たに加えられる委員の任期等について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。